広報あいかわ

発行所
秋田県北秋田郡
合川町役場
編集責任者
広報係　杉淵佐一郎
（合川町役場総務課）
TEL合川4番
（1回発行部数2,500）
定価1部5円

農業所得税

確定申告の標準決る

＝申告は今月二十五日までに＝

ことしもまた農家にとっては頭の痛くなるような『農業所得税確定申告』の時期がやってきた。よく「何千億円減税」などということばを見聞するが、このお題目も農家に対する恩恵は虫メガネで見る程度。大館税務署ではさきごろ郡内市町村の確定申告標準を発表、税務課ではこれに基いて申告受付をはじめているが、わが町の場合どんな標準になっているのかちよっとのぞいてみよう。

申告用紙はすでに到着し目下その取まとめ中であるが、申告期限は三月二十五日厳守となっており税務課ではこの期日におくれぬよう各申告者の指導を行っているが、申告者はとくに次の点に注意されるようにと望んでいる。

◇税務課の話

毎年この時期になると申告者がワンサと押しかけてくるのでテンテコ舞いの忙しさが続く。資料を整えてない人が多いが、資料をよく揃えてくる人の場合は書類の作製もスムースにいくので出来るだけ正確な資料をもってくるように……。

なお参考までに当町の申告標準をあげてみると次のとおりとなっている。

◎普通一毛作田（反当）

▽東地区
A二石九斗五升以上　二六、八四〇円
B二石六斗八升以上　二四、〇六〇円
C二石二斗以上　二一、四八〇円
D一石九斗以上　一六、六七〇円
E一石五斗以上　一二、〇一〇円
F一石四斗九升以下　九、一八〇円

▽西地区
A二石八斗以上　二四、九四〇円
B二石五斗以上　二三、四六〇円
C二石二斗以上　二〇、三〇〇円
D一石七斗以上　一七、四一〇円
E一石六斗九升以下　八、七七〇円

▽南地区
A二石九斗以上　二四、二三〇円
B二石六斗以上　二三、二五〇円
C二石一斗以上　二〇、五四〇円
D一石八斗以上　一六、一八〇円
E一石七斗九升以下　一〇、六八〇円

▽北地区
A二石八斗五升以上　二五、二〇〇円
B二石五斗以上　二三、四九〇円
C二石一斗五升以上　二〇、八五〇円
D一石九斗以上　一七、一五〇円
E一石八斗九升以下　一二、六三〇円

◎普通畑（反当）

▽東地区　六、五九〇円
▽西地区　七、五七〇円
▽南地区及び北地区　六、五五〇円

◎そさい畑（反当）

▽各地区　二九、九〇〇円

◎果樹畑

▽りんご　52円（貫当り）×総収量－10,300円（反当必要経費）×作付面積＝所得額

▽ぶどう　80円（貫当り）×総収量－10,000円（反当必要経費）×作付面積＝所得額

◎たばこ畑

▽反当収納代金が三万五千円以下の場合　収納代金－19,100円（一定経費）×耕作面積＝所得金額

▽収納代金（反当）三万五千円以上の場合　収納代金×0.71－8,950円（一定経費）×耕作面積＝所得金額

【写真＝申告風景】

◎副業

▽産牛（めす、おす）　売却代金－10,000円（一定経費）×（めす0,8　おす0,72）＝所得金額

▽産馬（めす、おす共）　売却代金－15,000円（一定経費）×0,7＝所得金額

▽にわとり　めす一羽につき三五〇円

▽めん羊（採毛）　一頭につき一、四〇〇円

▽わら工品（売却代金一〇〇円につき）
ナワ　五五円
ムシロ　八〇円
カマス　五五円
（所得）

▽荷牛馬車（稼働代金百円につき五〇円）

▽養豚（一頭につき）
成豚　五、九〇〇円
仔豚　一、三〇〇円
（所得）

▽牛乳　売却代金×0.52－30,000円（必要経費）＝所得金額

◎苗木畑（一畝歩当り）
杉苗木　二、三〇〇円
松苗木　一、五五〇円

◎所得の減算
いろいろの減算があるが牛馬費と雇人費についてみると次のとおり。

◇馬　三〇、五〇〇円
◇牛　二六、〇〇〇円
◇年雇　38,000円＋（現物給与を金に換算した額）

但し農作業以外に従事の分は原則として控除しない。その他については係員に問い合せること。

◎基礎控除及び扶養控除
一、基礎控除　九〇、〇〇〇円
二、扶養控除
一人－　五〇、〇〇〇円
二人－　七五、〇〇〇円
三人－一〇〇、〇〇〇円
四人目からは一人ごとに一五、〇〇〇円づつを加算する。

三月定例町会

＝十一日に招集＝

町議会三月定例会は十一日から開会されることになった。提出される議案は明三十四年度予算をはじめ、昭和三十二年度決算、課設置条例の改正、職員定数条例の改正など二十数件の見込みとなっている。

解説　予算ができあがるための要件

予算は法律ではないが、それによって町長の財政運営が統制され、勝手な支払や収入をすることができなくなるわけであるから、法によって定められた所定の手続によって作られたものでなければならない。

そのためには、次のような要件が必要とされている。

◇予算の編成をやるものは誰か

予算編成の権限は町長に属している。つまり、本年度の収入はこれだけだからこれをもってどういう事業をやる。それにはこれだけ経費がいるという見積りをたて計画するということは執行機関の長である町長にのみ許されている権限であるということである。

ところが『議会は歳入歳出予算について、増額してこれを議決することを妨げない』（地方自治法第九十七条第二項）との規定があり、これは一見して議員にも発案件が許されているように見えるが、この規定にはさらに但書があり『町長の歳入歳出予算の提出の権限を侵すことはできない』とうたってあるので提案権を侵してもよいという意味ではない。

◇議会に予算を持出すものは誰か

予算の提案権も編成権と同じく町長のみに専属する権限である。

すなわち、議員も議案は提出する権限をもっているが、予算についてだけは提案できないということである。これは前にのべた編成権を持たないことを考えてみると当然の結果というべきであろう。

また、教育委員会、地方公営企業の管理者は予算の発案権をもたない。もちろん原案および参考資料は作ることになっている。

たとえば、教育委員会が経費の見積書を町長に送付するのであって、町長が予算の総合調整にあたり、これを減額するときは教育委員会の意見をきかなければならないとか、その詳細を予算に附記しなければならないとか、あるいは一般的に異なっているが、これは教育委員会に予算の最終的編成や提出の権限を与えているものではないのである。

◇三種類ある予算の議決

予算の議決権は、いうまでもなく議会に属する。

議会の議決がなければ予算は成立しないのである。

議決には、ふつうの議案と同じく

①原案可決
②修正可決
③否決

の三種がある。

ところが修正可決、あるいは否決となった予算に対し町長が執行不能と認めるとか、あるいは一般的に異事が重なりあいテンテコ舞いをしないように、いまのうちに仕事の手順をきめておくことがたいせつ。

まず第一に、苗木の手当はどうか、植付場所は、何の木を植えるか、植付密度はうして成立した予算によってその年度のいろいろな事業がすすめられていくことになっている。

【係より】

前号の解説中（はじめから二〇行目）にどれだけの税金を取るか云々とありますが、これはどれだけの経費を必要とするかの……という内容に訂正いたします。

「よい苗木を選んで」

＝植林の準備はいまから＝

春の植林時期がせまってきた。

いきなり植林シーズンを迎えて、春先の農事と山仕事が重なりあいテンテコ舞いをしないように、いまのうちに仕事の手順をきめておくことがたいせつ。

まず第一に、苗木の手当はどうか、植付場所は、何の木を植えるか、植付密度は、苗木の本数は等々の見当をつけ計画をたてておくこと。

このうちとくに苗木を他から買う場合、苗木の良否を判断するよりどころをわきまえ、不良苗木をつかまされることのないよう警戒するようにしたいもの。

そのためには、長年にわたって経験と信用のある、なるべく近くの苗木業者から購入するようにし、できれば自分で直接苗木畑を見にいき、苗木を指定するぐらいの慎重さを期してほしいとは経験者のハナシ。

そこで、良い苗木としての条件は

①よい品種系統のものであること。
②枝張りの均整がとれたもの。
③苗体が強剛であること。
④細根の多いもの。
⑤苗令相当に発育しているもの。
⑥病害虫におかされていないもの。

となっており、また植林をする前には地区の林業経営指導員や森林組合等に相談すると便利である。

◎固定資産税
課税台帳縦覧中!!
◎期日
自三月　一日
至三月二十日
◎場所
合川町役場に於て
【税務課】

町議補欠選挙（北）

三月下旬ごろ？

北地区選出の町会議員佐藤庫吉氏の死去にともなう町議の補欠選挙について町の選挙管理委員会では、公職選挙法第百十三条第五項の規定に基いて補欠選挙を行うことになり準備を進めている。

選挙の期日、日程等についてはまだ具体的にはきまっていないが、町選管では近く委員会を招集することになっており、選挙期日はだいたい三月下旬になるものと予想されている。

（註）公職選挙法第百十三条第五項

市町村の議会議員の欠員が当該選挙区における議員の定数（選挙区がないときは議員の定数）の六分の一を超えるに至ったとき。

慶弔だより

（自二、一　至二、二八）

出生（二一）

米倉正孝、正治長男、上杉斎藤幸子、辰三孫、合川原直人、金治二男、川井成田雅彦、倉治長男、李岱岸野ひとみ、常吉孫、美栄近藤隆志、志郎長男、李岱木村久美子、運吉長女下杉金田正義、謙吉長男羽根山津幡恵子、卯吉孫、道城畠山静子、富蔵孫、木戸石杉淵美穂子、尚治孫、同鈴木悟、武長男、鎌沢相馬若子、勝治姪、三木田伊藤美代子、作治郎孫三里土濃塚広明、一郎二男芹沢三浦規子、正長女、三木田村形洋子、松橋久郎方同居人長女、大内沢土濃塚博、勝豊孫、芹沢桜田兼嘉芳太郎六男東根田伊藤寿、常五郎方、杉山田桜田成澄、七蔵孫、東根田

死亡（九）

畠山スエ、宇三郎母木戸石高橋ヤエ、長四郎母八幡岱安部雄吉、本人、新田目米倉喜一郎、本人、上杉伊藤貞一、ミヨ三男木戸石佐藤庫吉、本人、木戸石成田栄治郎、本人、大内沢芹田ナカ、弥市母、芹沢土濃塚千鶴子、利助二女同

広報統計

世界における日本の地位

▽領土＝〇、三％
◇人口＝三、三％
▽貿易に占める比率（一、九五七年）
輸入＝四、〇％
輸出＝二、九％
▽発電量＝四、四％（一、九五六年）
▽石炭産額＝三、〇％（同）
▽原油産額＝〇、〇四％（一、九五七年）
▽石油消費量＝一、五％（同）
▽鋼生産額＝四、三％（同）
▽鋼消費量＝三、六％（一、九五六年）
▽自動車生産高＝一、五％（一、九五七年）
▽商船保有高＝四、〇％（同）
▽窒素肥料産額＝九、八％（一、九五六年）
▽綿紡績錘数＝七、〇％（一、九五七年）
▽レーヨン産額一七、八％（同）
▽合成繊維産額一〇、四％（同）
▽紙生産額＝四、一％（一、九五六年）
▽米生産額＝六、八％（一、九五七年）
▽小麦生産額＝〇、六％（同）
▽漁獲高＝一六、三％（一、九五六年）
▽木材生産額＝四、三％（同）

（"広報研究"より）

増収は土壌の改良から

＝無利子の農業改良資金を利用して＝

どこの農家でも〝秋落田〟や〝ザル田〟〝強酸性畑地〟の改良は悩みの種となつている。ところでこれを改良するには「ボーキ鉄」や「ベントナイト」などを田畑にまいたり「客土」をする等いろいろ改良方法はあるわけだが、それにつけても先立つものはまずお金のことだろう。そこでこれから、改良の方法、改良に要する経費、有利な改良資金の借り方について紹介しよう。

◇改良の方法と費用

◎秋落田

ゴマハガレ病、イモチ病などのため秋ロになつて稲の生育がおとろえる田のことで、これを改良するには

（イ）鉄分の多い山土を一〇アール当（反当）七、五トン～一一、二五トン（二～三、〇〇〇貫）客土する。この費用は（反当の土購入代金、運搬料あわせて）二、二六〇円。

（ロ）客土が困難な場合には「ボーキ鉄」か「褐鉄鉱」を一〇アール当（反当）三七五キロ（一〇〇貫）と「硅カル」一五〇キロ（四〇貫）を併用する。

この費用二、七〇〇円。

◎強酸性畑地

酸度の強い土壌のことで原因は土壌中の石灰分（アルカリ性）が雨水などで流失してしまうために起る。

改良するには「炭カル」を一〇アール当り（反当）三〇〇キロ（八〇貫）を施用するとよい。これに要する費用は八〇〇円ぐらい。

◎ザル田

多量の灌漑水も土質のため、まるでザルに水をくむように保つていることのできない田のことで、これを改良する方法は「ベントナイト」を一〇アール当り（反当）一トン（二六七貫）を施用するとよいこれに要する費用は反当約六、三〇〇円。

◇土壌改良のための資金

県ではこれらの田畑を改良しようとする農家に対して〝農業改良資金〟を「無利子」で貸付することになつているが、その借入方法貸付額、返済の方法などは次のとおりとなつている。

◎借入方法は

農家が直接農業協同組合に申込むと、農協ではこれを一括して県の農政課に借入申込みをしてくれる。

申込期限は三月末日。

◎貸付額は

費用の七割までを無利子とし

▼「ボーキ鉄」や「褐鉄鉱」に「硅カル」を併用。一〇アール当（反当）一、八九〇円。

▼客土

一〇アール当（反当）一、五八〇円

▼炭カル

一〇アール当（反当）五六〇円。

▼「ベントナイト」

一〇アール当（反当）四、四一〇円。

◎返済の方法は

〝秋落田〟では三カ年、〝強酸性畑地〟〝ザル田〟の場合は二カ年である。

事前運動に注意を

＝きれいな選挙を行うために＝

ことしは地方選挙の年といわれているように、四月二十三日には知事、県会議員の選挙が四月三十日にはは市町村長や市町村議会議員（当町の場合は四月三十日の選挙は行われないが、三月下旬に北地区で町議の補欠選挙が行われる見込み）の選挙が行われます。

選挙のはじまる前には、必ずといつてよいほど選挙違反が続出し、連日の新聞紙上をにぎわして、われわれのまゆをひそめさせますが、選挙はあくまでも地方に住む人々のしあわせをはかるために行うもので、候補者の利益のためのものではありませんから「お互い自身のために行うものだ」ということをまず頭のなかに入れたいものです。

選挙運動は、選挙の期日が〝告示〟されて候補者が立候補の届出をしたあとでなければできないことになつていますし、また立候補者の政策や政論を選挙民に知つてもらい、その選択の機会をあたえるためのものですから、候補者から「頼む」とか「頼まれる」性質のものではありません。

それにもかかわらず、選挙が近ずいてくると巧妙な〝事前運動〟がいろいろなかたちで行われます。

いままでの例でみると

①花見にかこつけて、一〇〇円会費で会合を開き、五〇〇円も一、〇〇〇円にも相当するご馳走をした。

②音楽会とか芸能大会を開き、そのなかに時局講演や、県会報告などをふくめ、顔見世に利用した。

③婦人会、その他の顔ききの人を旅行に招待していて、あとで利用した。

④PTA、婦人会、青年会などの会合に運動員をむけて、候補予定者のことを話してあるいた。

⑤町内の有力者の家などを泊り歩いて、多すぎる宿泊料を置いていつた。

⑥道路をつくる、橋をかける、学校を建てるなどといつて〇〇期成同盟会というようなあまり役にたたぬ団体をつくり、これを利用した。

等々違反になるものや、合法、違反スレスレのものが多くなつています。

このように目的のハッキリしない会合や、突然の催しごとにはとくに注意して「公明選挙」を汚すことのないよう、みんなでつとめましよう。

（合川町選挙管理委員会）

これだけかかる高校入学

――今から支出計画をたてよう――

春のおとずれとともに入学シーズンがやつてくる。ことしも大きな希望に胸をふくらませながら、高等学校の門をくぐる生徒が県内で約一万三千人、合川町でも、全卒業生の約半数が進学を希望しているが、これら生徒の父兄たちにとつては子供たちのはちきれそうな姿をみることこそなによりも大きな喜びであると同時に、これから学校にかかる費用があらたに家計へ入りこんでくるので、毎月どれぐらいかかるものだろうかと心配しているむきもあるようだ。

そこで、これから二、三の県立高等学校について学校へ納入する費用が現在どれぐらいかかつているか、参考のためきいてみよう。

○米内沢高等学校

授業料六五〇円、費一二〇円、生徒会費一二〇円、図書費、旅行積立金等三八〇円。

計一、二七〇円

○鷹巣農林高等学校

授業料六五〇円、PTA会費一五〇円、生徒会費一一〇円、図書費六〇円、後援会費一五〇円。

計一、一二〇円

（なお同窓会費は三年生になつてから年額六五〇円）

○大館鳳鳴高等学校

授業料六五〇円、PTA会費一四〇円、生徒会費一三〇円、図書費二〇円、理科実験費一〇円、改築寄附金一〇〇円、同窓会及びPTA積立金一一〇円。

計一、一六〇円

（別に入校許可時PTAに二、〇〇〇円納入）

これからみると、学校へ年間納める金が一三、〇〇〇円～一五、〇〇〇円かかることになるが、このほか書籍、学用品、衣服代、通勤費などが家計から支出されるので、家庭経済を上手にきりもりするためにもいまから年間の支出計画をたてて、安心して学校へ送り出せるようにしたいものである。

三～四月の天気予報

秋田地方気象台ではさきごろ三～四月の長期天気予報を発表した。

これによると

◇三月

気温はときどき低い時もあるが、平均して高目となり、とくに中旬頃は異常高温も現われそうである。雨量は平年よりやや少なめになる見込み。

◇四月

前半は低温が現われやすいが、後半には高温の日が多い見込み。

なお月末頃に冷え込みの強い日があり、晩霜の懸念もあるが、雨量はだいたい平年並とのこと。

町内最大の永久橋

阿仁川橋の工事進む

県道阿仁川橋は昨年九月以来永久橋の架替え工事に着工したが、請負者秋田土建KKの手で昼夜をわかたぬ工事が続けられ、あとひといきで完成の段階にこぎつけた。

同橋は木橋時代に数度の水害で流失し、その後関係者の陳情によつて永久橋として実現することになつたもので、これが完成すると長さ一五五米、巾員六、五米、本町最大の永久橋となるわけである。

▼秋田土建KKの話

今月中に殆んど工事は終る見通しだが、最後の仕上げをして引渡すことになるのは来月なかばごろになるかと思う。

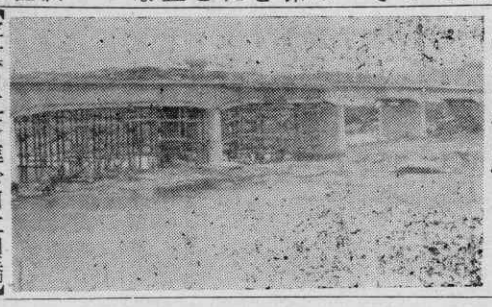

【写真＝工事進む阿仁川橋】

二等陸海空士

自衛官を募集中です

防衛庁ではただいま昭和三十四年度第一次の二等陸海空士自衛官を次の要領で募集しています。

一、募集人員

二等陸士＝約四、八〇〇名

二等海士＝同　一五〇名

二等空士＝同　三五〇名

一、応募資格

十八歳～二十五歳（昭和九年七月二日から昭和十六年七月一日までの間に生れた者）で中学校卒業程度の学力ある男子。

一、受付期間

自　昭三四、三、一

至　昭三四、四、一五

詳細は役場へ照会のこと。

組合長に安部氏選任

合川町酪農組合設立

町の乳牛飼育者の間ではかねてから酪農組合設立の話が進められていたが、この話合いが実を結び、去る三月一日東中学校で設立総会を開き「合川町酪農組合」として新発足し、町の酪農振興に力をいれることになつた。

なおこの組合は主な事業として次のようなことを行うことを申合せた。

▽酪農に必要な物資の共同購入及び販売。

▽組合員の経済的地位の改善向上のための団体協約の締結。

▽町の酪農振興計画に基く諸事業、諸施設の運営及び協力。

またこの組合の組合員数は約百名余だが、当日の総会で次の人々が役員に互選された。

◇理事

安部倉太郎（組合長）、藤田勇吉、佐藤仙之助、畠山政之助、小笠原弘、森岡政治、金耕一、工藤松治郎、佐賀辰蔵、福田宮松

◇監事

沢藤伝三郎、加藤喜一郎、吉田己之助

納税貯蓄組合設立のすすめ

税金は「とられる」というものでなく「納める」ものでありますがその都度令書によりわざわざ役場の窓口まで届けることは非常に手数なことで、まして納期限におくれないように心掛けることはなかなか容易でないことです。

そこで一年間の税額を月掛けにして、毎月の負担を平均にし共同で納税する

ためには「納税貯蓄組合」というものがあります

現在わが合川町には十二の組合（組合員約二〇〇名）がありますが結成のときは渋々でもやつてみると、実に好調で、みんなから喜ばれております。

ということは、組合をつくるとすべてが共同処理で手数が省けることと、役場からは結成事務費として組合員一人当り一〇〇円と税額の三％が奨励金として還元されるなどでたいへん有利だからですそれに督促手数料や延滞金などもとられる心配もありません。

組合に加入しようとするには、近くにある納税貯蓄組合長に申込むと簡単に手続きしてくれます。またあらたに組合をつくるときには、近所の人達がいろいろと話合い十人以上の組合員となる人達がまとまればよいわけです。

規約や納税の方法をきめるために必要があれば、いつでも役場の係員が出向いて御相談に応ずることになつております。

笑顔で税金を納め、明るい家庭と豊かな町をつくるため、みんなが相談し合つて納税貯蓄組合の結成につとめましよう。

試験案内

◇測量士と測量士補の試験

（試験要領）

1．受験資格
年令．性別．学歴を問わない

2．願書の受付
3月2日から3月25日まで。

3．願書の提出先
東京都目黒区上目黒7の1000番地
建設省地理調査所

4．試験の日時
測量士＝5月23日午後1時半から
測量士補＝5月24日午後1時半から

5．試験地
秋田市（場所未定）

6．その他
試験案内および願書は県土木部計画監理課または各土木事務所に備えてあるので照会のこと。

あとがき

◇いよいよ春です。路傍の雪も消え、黒土が春の陽を浴びています。

川端の柳の芽もホコロビはじめたし、日当りのよい道ばたには可愛い草の芽がチョコチョコと顔を出してきました。

◇何かにつけて忙しい年度末、本号がみなさんのお手許に届くころには明年度予算審議の町議会が開かれている頃でしょう。次号では議会や予算のことなどお知らせできると思います。

◇多忙な仕事に追われながらやつと編集のペンを擱くことができました。各位の御健勝を祈りつつ……。

（34・3・10＝S）